



# 琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	罰金と労役場留置：日数罰金制導入の可能性
Author(s)	齋藤, 実
Citation	琉大法学 = Ryudai law review(104): 25-37
Issue Date	2021-09
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/49907">http://hdl.handle.net/20.500.12000/49907</a>
Rights	

## 罰金と労役場留置一日数罰金制導入の可能性一

齋藤 実

### 1 はじめに

刑法9条は刑の種類として、主刑として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を、付加刑として没収を定める。2019（令和元）年、裁判確定者は24万5537人であり、この中で罰金を科された者は19万4404人であった<sup>1</sup>。また、検察統計によると、同年、罰金刑の執行件数は19万4336件であり、その総額は400億4320万7千円であった<sup>2</sup>。

罰金刑の意義は、短期自由刑の回避にあるとされる<sup>3</sup>。すなわち、短期自由刑は、受刑者に対する改善更生の手段を尽くすには刑期が短すぎるのに対し、自由の拘束に伴う社会復帰の困難などの弊害が生じる。そこで短期自由刑を科すべき者に罰金刑を科すことで、短期自由刑の弊害を回避するのである。

罰金額の下限額は「1万円以上」（15条）とされ、上限額は犯罪ごとに定められている。罰金額はこの範囲の中で、主として行為責任に応じて定められる。他方で、納付義務者の資力や収入は必ずしも十分には考慮されない<sup>4</sup>。そのため自らの資力や収入で支払える金額以上の罰金額を科された場合には、完納することができない場合も生じうる。そこで、刑法では労役場留置が規定されている（18条1項）。

1 法務省法務総合研究所編『令和2年版 犯罪白書—薬物犯罪—』（2020年）36頁。

2 「19-00-66 最高検、高検及び地検管内別罰金刑執行件数及び金額」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20190&month=0>、2021年6月27日アクセス）。

3 大塚仁他編『大コンメンタール刑法〔第3版〕第1巻〔序論・第1条～第34条の2〕』（青林書院、2015年）378頁。

4 眞田寿彦氏は「全く考慮しないことはないと思いますが、やはり行為責任がメインとなると思います。」と発言している（「連載 刑事政策研究会座談会 罰金刑」論究ジュリスト4号（2013年）150頁）。

もつとも、罰金刑の意義は短期自由刑の回避にあったにもかかわらず、罰金刑が完納できない場合には、実質的な自由刑ともいうべき労役場留置に科される<sup>5</sup>。このことは、罰金刑の意義自体を没却するものといえる<sup>6</sup>。このような罰金刑の自由刑化を防ぐ対策の検討は、刑事政策上、重要な課題と言える<sup>7</sup>。その対策の1つが、罰金額の算定に当たり、行為責任のみならず、資産や収入により罰金額を決める日数罰金制である。本稿では日数罰金制の導入の可能性について、労役場留置の状況や刑法改正に関する議論の経緯から検討をしていく。

## 2 労役場留置について

罰金の裁判は、検察官の命令で執行され、この命令は執行力のある債務名義と同一の効力がある（刑訴490条1項）。この裁判の執行は、民事訴訟法の規定に従ってすることとなる（同2項）。もつとも、これらは必ずしも活用されていない<sup>8</sup>。むしろ、罰金を完納できない者に対しては、「1日以上2年以下」（刑法18条1項）の範囲で労役場に留置する。留置の期間の言渡しは、罰金の「言渡しとともに」（同4項）される。罰金の一部を納付した者についての留置の

- 
- 5 阿部純二編『基本刑法コンメンタール〔第2版〕改正刑法』（日本評論社、1999年）32頁（曾根威彦）は「労役場留置に自由刑制限的要素も存在している限り、不完納金額の一部が実質的に留置（自由の剥奪）によって代用されるという側面（財産刑の自由刑への変換）を否定することはできない」とする。労役場留置の法的性格については、注12もあわせて参照ください。
  - 6 同様の批判として、例えば、「もし代用された罰金刑が完納不能の場合には今度は再び労役場留置という自由刑に準ずる形式の処分を行わなければならないことになり、究極的には短期自由刑の弊害を避けえない結果になる」と批判される（木村亀二『刑法改正と世界思潮—改正刑法準備草案の検討』（日本評論社、1965年）248頁。
  - 7 加藤久雄「『罰金』の改正」法学教室 No.125（1991年）8頁では、「労役場留置処分（刑法18条）こそ、財産刑の自由刑化以外の何ものでもない。こうした『自由刑化』を防止するための諸方策が検討されなければならない」と指摘している。
  - 8 刑事訴訟法及び徴収事務規定には強制執行手続についての定めはあるが、実際にこの手続を用いて罰金を徴収できるケースは多くないといわれる（眞田寿彦「罰金刑の現状と今後の展開」論究ジュリスト4号（2013年）135頁）。

日数は、その残額を留置1日の割合に相当する金額<sup>9</sup><sup>10</sup>で除して得た日数（その日数に1日未満の端数を生じるときは、これを1日とする。）とする（同6項）。

労役場留置の法的性格については争いがあるものの<sup>11</sup>、労役場留置の実質面を見た場合、自由の剥奪をもって財産刑に換えるという換刑処分的側面を有することは否定できない<sup>12</sup>。「罰金・料金を完納することができない者を強制的に労役場に留置することで自由を剥奪するという意味では、自由刑の性格を有しているといえるし、また、強制的に労役に服させるという点で、懲役刑と類似する」と説明される<sup>13</sup>

労役場は「法務大臣が指定する刑事施設に附置する」（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号、以下「刑収法」という。）287条）。労役場留置者を『特に区別した場所』に留置するなど、被収容者と分離する必要はあるが、刑事施設とは別棟の設備に留置するようなことまでは要しない」と説明されている<sup>14</sup>。この条文は監獄法8条に対応するものである。監獄法8条は「労役場・・・ハ之ヲ監獄ニ附設ス」（8条1項）と規定し、「本来的には監獄との間に設備上の差異、場所的な分離などの区別があつて然るべきものであるが、実際上は均しく監房であり、監獄と同一区画内にあることも予定され、同一監房（工場も）での雑居が禁止されるに止ま」<sup>15</sup>と説明さ

- 
- 9 実務上は1日当たり5000円に換算するケースが多く、税法上の脱税など高額な罰金が科された場合には、労役場留置の最長期が2年であることとの兼ね合いから1日当たりの換算額が多くなるケースがあるとされる（前掲注8）真田135頁）。
- 10 佐伯仁志教授は、1日の額に相当ばらつきがあるとして、罰金250万円で1日5000円に換算する判決（名古屋地判平成24・3・23判例集未掲載）、罰金額800万円で1日5万円の判決（松江地判平成24・7・24判例集未掲載）、さらに3人の被告人に1人は罰金700万円で1日3万5000円、1人は罰金300万円で1日2万円、1人は罰金1000万円で1日4万円の判決（大阪地判平成20・7・3裁判所 HP）を紹介している（前掲注4）146頁）。
- 11 団藤重光『刑法綱要総論』（創文社、1957年）389頁。
- 12 労役場留置の法的性格については、罰金刑に換えて自由刑を科する換刑処分と見るか、罰金の特別な執行方法と見るか争いがある。最判昭和25年6月7日（刑集4巻956頁）は、「換刑処分を定めた刑法18条の規定は罰金の特別な執行方法を定めたもので罰金刑の効果を全うするための規定」とするが、実質面において自由の剥奪をもって財産刑に換えるという換刑処分的側面を有することも否定できない（前田雅英他編『条解刑法（第4版）』（弘文堂、2020年）32頁）。
- 13 林眞琴他編『逐条解説 刑事収容施設法（改訂版）』（有斐閣、2013年）931頁。
- 14 前掲注13）927頁。
- 15 小野清一郎・朝倉京一『改訂監獄法』（有斐閣、1970年）76頁。

れている。刑収法及び監獄法の説明をあわせ読むと、労役場は、刑事施設とは別棟の設備に留置することまでは要せず、労役場留置者は刑事施設内で受刑者との同一区画内で収容されることもありうる。

労役場留置者の処遇につき、「その性質に反しない限り」「懲役受刑者に関する規定を準用する」(288条)(監獄法9条は、「懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ労役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス」と規定しており、刑収法288条はほぼそのまま監獄法の規定を踏襲している。)[その性質]とは、労役場留置が財産刑の特別な執行方法であることを指し、財産刑の効果を全うすることとされる。そのため、改善更生の意欲の喚起などを目的とする規定は「その性質に反」することになり準用されない。具体的には、94条(作業の実施)、96条(外部通勤作業)、103条(改善指導)、104条(教科指導)、106条(外出及び外泊)などの規定であり、これらは労役場留置者には準用されない。さらに、第2款(作業)のうち、単純・機械的に作業を行わせることに関する規定を除き、基本的には準用されない<sup>16</sup>。そのため、労役場留置者の処遇は単純・機械的な作業を行うことが中心となる。具体的には、労役場留置者に対する作業は工場でなく単独室で行われ、例えば紙袋を作るなどの単純・機械的な作業を行う。もっとも、作業自体を確保できない場合もあり、その場合にはただ留置の日数が経過することを待つのみとなる。これらの労役場留置者の処遇の状況等を見ると、犯罪者の改善更生という見地からは、実質的には自由刑(主として懲役刑。以下同様。)に劣る処遇を受けているとも言う。

過去5年間の統計を遡ると、2019(令和元)年の労役場留置の件数が3615件、2018(平成30)年は3952件、2017(平成29)年は4285件、2016(平成28)年は4559件であった<sup>17</sup>。労役場留置は「金持ちがポケットから支払うものを、貧乏人は身体で支払う」との批判がある<sup>18</sup>。これらの件数が、資力がないがゆえに身体でもって罰金額を支払った者の人数であると考えれば、決して看過で

16 前掲注13) 932・933頁。

17 「19-00-66最高検、高検及び地検管区内別 罰金刑執行件数及び金額」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20190&month=0> (2021年6月27日アクセス)。

18 藤本哲也「財産刑・日数罰金制」『刑法基本講座 第1巻基礎理論/刑罰論』(法学書院、1992年) 232頁。

きない数字である。

なお、50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる（25条柱書）。罰金への刑の執行猶予は昭和22年の刑法改正の際に導入されたものであり長い歴史を持つものの、2019年の罰金の言渡しを受けた者で執行猶予となった人員は3人であった<sup>19</sup>。罰金の執行猶予制度が十分に活用できておらず、労役場留置処分の回避の役割は果していない<sup>20</sup>。

### 3 最判昭和25年6月7日（最高裁判所刑事判例集4巻6号956頁）

#### (1) はじめに

罰金刑は短期自由刑の弊害を回避することを重要な意義としているにもかかわらず、罰金を完納できない場合には自由の奪われる労役場留置となる。資力があれば罰金刑となるが、なければ労役場留置となるのは法の下での平等を定めた憲法14条に反するのではないかが最判昭和25年6月7日判決（以下「昭和25年判決」という。）で争われた。

#### (2) 上告趣意

森永英三郎弁護人の上告趣意では、労役場留置の問題点について以下のように述べる（以下、原文のママ）。「罰金を支払いえないばあいは、労役場へ留置して服役すればよいのだから罰金刑を科するに際して支払能力を考慮する必要はないと。あるいはそうかもしれないが、そうすると、財産のない者は労役場への拘束という実質上の懲役刑を科されるが、財産のある者は、このような実質上の懲役を科せられないで、地獄の沙汰も金次第というように、罰金の支払いですむ。その罰金も財産のある者は何の苦痛もなく支払えるわけであって、刑罰が通常もつところの苦痛を少しもあたえていない。財産のある者とない者

19 「19-00-69 最高裁、高裁及び地裁管内別 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたものの人員」 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20190&month=0&class1val=0>、2021年6月27日アクセス)。

20 前掲注18) 233頁では、執行猶予制度が十分に活用されていない理由として「わが国で言い渡される罰金の額が一般に低いということや裁判の実務において罰金の執行猶予のもつ刑事政策的意義が正当に認識されていないことによる」とする。

にこのような差別待遇がゆるされようか。」とする。

その上で、憲法14条との関係を以下のように述べる。「憲法第14条は、すべて国民は法のもとに平等であることをいっている。この国民のなかには刑罰を科せられようとする者も含んでいる。財産家にたいしては、実質苦痛の少ない刑罰を科し、貧乏人にたいしては、同一事案にたいして実質上苦痛の多い刑罰を科することは、法律が国民にたいして不平等の取り扱いをすることである。だから無産者、貧乏人にたいしても、有産者にたいするのと同額の罰金刑を科することを許し、罰金刑が払えなければ労役場に留置することを許す臨時物資需給調整法第4条、刑法第18条等の規定は憲法第14条に反した法律である。」

## (2) 昭和25年判決

まず、憲法14条の解釈につき、以下のように述べる。「憲法14条の規定する平等の原則は前段説明の如く法的平等の原則を示しているのであるが各人には経済的、社会的その他種々な事実的差異が現存するのであるから一般法規の制定又はその適用においてその事実的差異から生ずる不均等があることは免れ難いところである、そしてその不均等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものとはいえない」とした。

その上で、憲法14条に反する旨の主張について、以下のように判断した。「罰金刑は受刑者の貧富の程度如何によつてその効果に差異があり、受刑者の受ける苦痛の程度にも差異があることは所論のとおりであるか、罰金刑は刑法上認められている刑罰の一種であり、また換刑処分を定めた刑法18条の規定は罰金の特別な執行方法を定めたもので罰金刑の効果を全うするための規定である、若し所論のように罰金刑を定めた刑罰法規や換刑処分を定めた規定が違憲であるという議論を推し進めるならば、それは罰金刑という刑罰自体を否定することになるのである、しかし罰金刑は受刑者の貧富如何によつてその効果に差異があるという弱点はあるけれどもなほ一般的にみて受刑者に対して一定の刑罰効果を挙げ得るものであるからこれを否定することはできない、元來刑罰は財産刑に限らず自由刑でも受刑者の受ける苦痛の程度は具体的には各人によつて異なるのである、ただ罰金刑ではその差異共が貧富の程度如何によつて顕著であるに過ぎないのである、それゆえ一定の違反行為に対し罰金刑を定めた

法規及び換刑処分を定めた法規は各人を法律上平等に取扱っているのであつて刑罰によつて受刑者の受ける苦痛の差異はその法規から必然的に生ずる避けがたい差異という外はない」とした。

さらに、罰金刑では「犯人の資産状態」も考慮され、刑の執行猶予制度もあり、仮出場もあることから、不平等もある程度緩和されるとする。すなわち、「裁判所は刑の量定をする場合には犯情その他諸般の事情を参酌するのであるが罰金刑については犯人の資産状態も亦特に考慮せられてその刑罰効果を挙げることに十分な注意が払われているのである、また刑法25条の改正によつて5万円以下の罰金の言渡を受けた者については情状により刑の執行猶予を与える途も開かれたのであり、労役場の留置については刑法30条2項の規定によつて情状により仮出場を許すこともできるのであつてこれ等の方法によつて前示貧富の程度によつて生ずる不均等も或る程度は緩和され得るのである、以上の次第で罰金刑が受刑者の貧富の程度如何によつてその受刑者に与える苦痛に差異があることは貧富という各人の事実に生ずる必然的な差異であり、刑罰法規の制定による社会秩序維持という大局からみて己むを得ない差異であつて一般社会観念上合理的な根拠あるものとして是認さるべきものと認められるのであるからこれをもつて平等の原則に反するものとはいえないのである。されば論旨はその理由がない」とした。

### (3) 昭和25年判決に対する批判

昭和25年判決には批判が多い<sup>21</sup>。同判決は、「若し所論のように・・・換刑処分を定めた規定が違憲であるという議論を推し進めるならば、それは罰金刑という刑罰自体を否定することになる」とする。しかし、ここには論理の飛躍がある。換刑処分を定めた規定が違憲だとしても、それゆえに罰金刑が否定されるかは別の次元の問題である。まずは、換刑処分を定めた規定の合憲性を判断すべきである。昭和25年判決は、「罰金刑ではその(苦痛の)差異共が貧富の程度如何によつて顕著である」として、罰金刑を完納できた者と、完納できず労役場留置者との間の差異があること自体は認めている。とするのであれば、両者の差異が、「一般社会観念上合理的な根拠のある場合」といえるかを

21 大越義久『刑罰論序説』(有斐閣、2008年)134頁。



丁寧に検討する必要がある。昭和25年判決は労役場留置の内容について何らの言及はせず、「自由刑でも受刑者の受ける苦痛の程度は具体的には各人によつて異なる」ことを引き合いに出し、苦痛の程度の差異を正当化するのみである。

しかし、労役場留置者は、改善更生の意欲の喚起などを目的とする処遇は行われず、単に単純・機械的に作業を行うに過ぎない。前述したように、実質的には自由刑にも劣る処遇がされているのである。自らの資力や収入があれば罰金刑を完納することができ社会内処遇を受けることとなるが、罰金刑を完納することができなければ実質的には自由刑にも劣る処遇を受けることとなる。このような差異は、本判決が指摘する自由刑の受刑者間での苦痛の違いとはレベルを異にする。貧富の差を理由としてこのような差異が生じることは、「一般社会観念上合理的な根拠のある場合」とはいうことはできない。

なお、昭和25年判決は、「犯人の資産状態も亦特に考慮」し、「情状により刑の執行猶予を与える途も開かれ」、労役場留置は「仮出場を許すこともできる」などとする。しかし、前述のように「犯人の資産状態も亦特に考慮」はほとんど行われておらず、仮に犯人の資産状態を考慮するのであれば資力や収入を明確にして罰金額を判断するべきである。また、執行猶予制度がほとんど機能していないことも前述の通りである。さらに、労役場留置の仮出場は、その前提として労役場留置を許しており、ここで問題となるのは労役場留置の回避策であり仮出場を検討しても何ら解決策にもならない<sup>22</sup>。

## 4 日数罰金制について

### (1) 意義

日数罰金制とは、行為責任を基準として日数を定め、次いで支払い能力の差異を考慮して日額を定め、判決においては日額を乗じた罰金総額を言い渡す制度をいう。その意義につき、一面で刑罰効果（苦痛）の不平等の是正を図るとともに、無用かつ有害な換刑の防止を狙いとするものであり、罪刑の均衡ない

---

22 西原春夫「2 刑罰制度の合憲性（四）」法学セミナー3月号（1977年）41頁は「学問的にみて本判決の理論構成に不足していると思われるのは、罰金不完納の場合の労役場留置に代わるべき代替策がはたしてないか」と述べている。

し行為責任の観念を維持しながら、被告人の支払能力を考慮して苦痛の平等化を図り、納付できない者の発生を防止しようとするものと説明される<sup>23</sup>。

学説では日数罰金制について肯定的な意見が少なくない<sup>24</sup>。古くは小野清一郎博士が以下のように述べている。すなわち、「自由刑に代わるべき刑罰として罰金刑の適用を拡張するということが考えられる。罰金は、それが犯人の資産状態に応じて適当に適用される限り、相当の成果を期待しうる<sup>25</sup>」としている。罰金を「資産状態に応じ」としている点は日数罰金制に通じる<sup>26</sup>。その後も、例えば、宮澤浩一博士は、「刑罰は、それを科せられる者にとり等しい苦痛が加えられなければならない。処罰を受ける者により、苦痛が余りにも異なっている場合には、結果的に不公平となり、刑事政策的効果の点で不均衡が生じ、結果的には失敗といわざるをえない。刑罰の効果を各人にとって出来るだけ等しいものにするには、正義の要請であると同時に、合目的性の要請である。」と述べている<sup>27</sup>。

## (2) 改正刑法假案、改正刑法準備草案及び改正刑法草案の変遷

改正刑法假案59条で、「罰金ノ適用ニ付イテハ犯人ノ資産、収入、信用及び犯罪行為ニ因リ又ハ犯罪行為ノ報酬トシテ得タル利益モ斟酌スヘシ」と規定した。日数罰金制の規定は置いていないものの、「犯人ノ資産、収入」などを斟酌すべきとした。

その後、改正刑法準備草案48条で「罰金または料金の適用においては、犯人の資産、収入その他の経済状態をも考慮に入れなければならない」として、

23 大谷實『刑事政策講義（新版）』（弘文堂、2009年）144頁。

24 日数罰金制導入に肯定的な見解として、例えば、福田平『刑法総論〔第4版〕』（有斐閣、2004年）330頁、西原春夫『刑法総論改訂版〔上巻〕』（成文堂、1993年）519頁、高橋則夫『刑法総論〔第4版〕』（成文堂、2018年）555頁、浅田和茂『刑法総論〔第2版〕』（成文堂、2019年）523頁、松原芳博『刑法総論〔第2版〕』（日本評論社、2017年）491頁。

25 小野清一郎『新訂刑法総論講義（オンデマンド版）』（有斐閣、2001年）236頁。

26 安平政吉『改正刑法総論』（叢松堂書店、1944年）432頁で、「罰金刑は貧困者にとっては、時には自由刑以上に威嚇力を有つことあるも、有産者に対しては名誉に触れる以外に多くの威嚇力を有たない。されば、罰金は、それが犯人の財産状態に対して一定の刑罰効果を挙げ得る限りにおいてのみ刑罰的意義を有するものといわねばならない。」とするのも同趣旨であろう。

27 宮澤浩一「日数罰金制の意義と現実：西ドイツの新刑法典を中心にして」法學研究49巻1号（1976年）65頁。

改正刑法假案59条の趣旨を踏襲した。さらに、48条を具体化する規定として49条を置き「罰金または科料を適用するには、1日分の金額を定め、金額を日割にして、幾日分の罰金または科料という刑で言い渡すことが出来る」として日数罰金制を規定した。

この規定について、改正刑法準備草案附同理由書では「前条の趣旨からすれば、責任の量は同一であっても、犯人の経済状態が異なれば罰金・科料の額はおのずから異なることにならざるをえない。しかし、これを単に金額だけで宣告すれば、その差によって生じた根拠が責任の量にあるのか、それとも犯人の経済状態にあるのかが不明であって、特に共犯の場合などは公平を失する感を与えるおそれがある。そこで、罰金・科料を一定の日数で言い渡すと同時にその1日分に当たる金額を示してその合理的な根拠を明確にしようとした」と説明している<sup>28</sup>。

しかし、その後の改正刑法草案では日数罰金制の規定は削除された。罰金刑の規定として38条が置かれ、「罰金は、1万円以上とする。但し、これを減刑する場合には、1万円未満に下すことができる。」<sup>29</sup>と規定されたに過ぎない。また、改正刑法準備草案48条の規定も削除された。日数罰金制を規定しなかった理由として、「この種の制度が現行制度とあまりにもかけ離れていること、現在でも、ある程度までは犯人の資力を加味した量刑が行われていること、犯人の資力に関する正確な調査が困難であることなどから、採用されるに至らなかった」と説明された<sup>30</sup>。

しかし、改正刑法草案に対しては、「貧富の相違から生じる実質的不平等を解消しようとする試みをなんら採用しなかったことになる」との強い批判が加

---

28 刑法改正準備会『改正刑法準備草案附同理由書』（1961年）128頁。

29 改正刑法草案の審議で第1次案38条を「罰金は、法律に特に定めのある場合を除き、日数をもって科すこと、罰金をその日数の長短に応じて第1級ないし第3級に区別すること、1日分の罰金額は、犯人の経済状態に応じて200円以上5000円以下の範囲で定めること。」とする提案もあった。

30 法制審議会刑事法特別部会「改正刑法素案の解説」（大蔵省印刷局、1975年）86頁。

31 佐伯千仞『四訂刑法講義（総論）』（有斐閣、1981年）409・401頁は、日数罰金制が削除された理由として、「これは罰金について多額と寡額とで客観的に確定して規定するところの従来の刑法原則を改めるところまでいかねば不徹底であり、その後の審議の過程でお研究を要するというで削除された」と説明している。

えられた<sup>32</sup>。また、松尾浩也博士（以下「松尾博士」という。）も、「財産刑の量定にあたって被告人の経済状態を考慮すること—少なくともその趣旨の明文を置くこと—自体に反対したのである。これは、現在の実務が、被告人の経済状態をとくに明らかにしないで済ませる範囲で財産刑を科していることの表明に他ならない。いまのところはそれでもよいかも知れないが、将来にわたってそれでもさしつかえないかがまさに問題なのである。罰金刑の言渡を受けた者が、誠意をもって努力したにもかかわらず支払い困難という場合に、これを自由の拘束に転換することの当否についても、最近では疑問も生じている。」<sup>33</sup>と批判した。

### （３）法務省法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会

1990（平成2）年から1992（平成4）年にかけて、法務省法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会において、日数罰金制の導入について検討されたが、日数罰金制の導入は見送りとなった<sup>34</sup>。

その理由は、①日数罰金制を導入すれば、言い渡された罰金額が高額になると考えられるところ、これが支払われない者は、言渡しに係る日数分身柄を拘束され、実質的には自由刑の実刑に処せられた結果になるのではないかと、②被告人の資産調査にあたり、プライバシー侵害のおそれはないかまた捜査機関への負担をかけることはないかなどの問題が生じるのではないかと、などにあるとされた。

これらに対しては、①日数罰金制を導入したからといって刑罰強化につながるものではなく、被告人を執行猶予付きの刑に処するか否かは刑事政策上の問題である、②現在の略式手続においても、労役場留置の換算をして罰金を言い渡しているのであるから、略式手続においても日数罰金制を採ることは可能ではないかとの反論があった。しかし、平成3年に罰金額の引き上げが行われたばかりであったことなどもあり、日数罰金制の導入は見送られたのである。

32 森下忠「刑罰論」『刑法改正 刑法改正案批判』（平野竜一・平場安治編、日本評論社、1972年）62頁。

33 平場安治・平野龍一編『刑法改正の研究1 概論・総則』（東京大学出版会・1972年）245頁。

34 岩崎義明「財産刑をめぐる基本問題について—法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会の検討結果報告—」ジュリストNo.1023（1993年）64頁以下。

## 5 日数罰金制の導入の可能性について

昭和25年判決の上告趣意で訴えられた不平等は未だに解消されず、罰金刑が支払えず労役場留置される件数が年間4000件近くある。労役場留置の実質は自由刑にも劣る処遇であることを考えると、労役場留置を回避するための罰金制度の構築は急務である。そこで新たな罰金制度として考えられるのは日数罰金制である。

日数罰金制の導入を否定する理由の1つとして、資産状況の把握ができないことがあげられる。松尾博士は、前述のように、「現在の実務が、被告人の経済状態をとくに明らかにしないで済ませる範囲で財産刑を科している」と指摘しており、その後も状況に大きな変化が見られないことから考えると、現時点では正確な資産状況の把握は容易ではないとも思われる。もっとも、昭和25年判決は「犯人の資産状態も亦特に考慮」としているとし、また、改正刑法草案制定の際にも「現在でも、ある程度までは犯人の資力を加味した量刑が行われている」としていたことを踏まえると、裁判においても一定のノウハウはあるものとは考えられる。ここで参考になるのは、「われわれにとって大切なのは、公正で刑事政策的に有意意味な判決である。行為者の経済状態が大略的にも斟酌されるなら、まったく斟酌されない場合よりも、より公正で刑事政策的に有意意味な判決がなされよう」<sup>35</sup>という考えである。今考えるべきは、資産状況の把握ができないことを理由として、何らの刑事政策的対応をせずに毎年多くの労役場留置者を生み出すことではない。これらの者を可及的に労役場留置から回避し、刑事政策対応をすることで改善更生を促すことである。とすれば、重要なことは、蓄積された一定のノウハウを用いて、資産や収入を斟酌する日数罰金制の導入を検討することではないだろうか。

さらに今後は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）により、特定個人情報を通じて、資産や収入の把握も可能となりうる。また2021（令和3）年9月にはデジタル

---

35 小野坂弘「罰金刑」『刑事政策講座第2巻刑罰』（宮沢浩一・西原春夫・中山研一・藤木英雄編、成文堂、1972年）291頁。

庁が発足した。これらの制度との連携が進めば、より一層日数罰金制の導入の可能性も高まるであろう。

社会保障番号を活用することで、日数罰金制度が広まった国にフィンランドがある<sup>36</sup>。フィンランドでは、1921年に世界で初めて日数罰金制を導入し現在に至る<sup>37</sup>。フィンランドは政府の高い透明性を維持し、国民からの高い信頼を得て、この信頼性を背景に、社会保障番号制度が広まり日数罰金制にも活用されている。日本の今後の罰金制度を考える上で、政府の高い透明性を確保できる、さらには国民からの高い信頼を得ることができるか、というまさに国の在りようが問われることになる。その意味で、フィンランドの制度さらにはフィンランドという国にこそ、学ぶべきことがあるように思われる。フィンランドの日数罰金制については、改めて、報告の機会を作りたいと考えている。

---

36 社会保障番号は、犯罪被害者支援の分野でも活用されている（齋藤実「世界の被害者学（第28回）北欧における犯罪被害者政策」被害者学研究29号（2019年）86～97頁。

37 Transparency International の発表する2020年の腐敗認識指数で、フィンランドは世界3位であった（<https://www.transparency.org/en/cpi/2020/index/nzl> 2021年7月4日アクセス）。なお、日本で特定個人情報の取得を検討するにあたり、国の透明性を一層高めることが重要である。現在、日本は同指数で19位であり北欧諸国に比べると決して高くないことから、国が国民からの信頼をどれだけ得ることが出来るかが極めて重要となるであろう。